

大会・コンクール参加規定

	趣旨・目的	条件（一部抜粋）
複数校合同チーム 編成規定 (佐賀県中体連)	複数校合同チーム編成による大会参加を承認するのは、学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができないとき、 <u>大会に参加できない運動部（部員）に対して大会参加の機会を与えるため、それぞれの学校長の判断により、原則として同一地区内の中学校と合同でチームを編成し、大会に参加できるようにすることを目的とする。</u>	<p>1. <u>各地区中体連会長、県中体連会長が、目的に照らし合同が適正であると認めた場合に限り、参加を認める。勝利至上主義を目的として編成された合同チームは適用されない。</u></p> <p>2. 合同する各部は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。</p> <p>3. 合同チームは<u>個人戦を行わない団体競技（6競技）に限る。</u>出場最低人数は次のとおりとし、（ ）内の数を下回る運動部について他校との合同チーム編成ができるものとする。</p> <p style="text-align: right;">※競技名省略</p> <p><合同チーム編成基準></p> <p>4. ①満ちていない学校同士の合同部活動での出場 ②満ちていない学校に生徒を補充して出場。補充をする人数は、不足人数とする。 ③満ちていない学校Aが満たしている学校Bと合併し合同チームを編成する。その際、日常的に合同練習が行われ適切なメンバーの決定が行われていること。</p> <p>～中略～</p> <p>8. 複数校とは、2校の合同を原則とする。ただし、合同しようとするすべての学校が最低出場人数を満たしていない等、特別の事情がある場合は、<u>特例として3校以上の合同チームを認める。</u></p>
拠点校部活動 参加規程 (佐賀県中体連)	<u>市町もしくは県教育委員会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。</u>	<p>① <u>市町もしくは県教育委員会を事業主体としている</u></p> <p>② 佐賀県中体連が定める「拠点校部活動規定」に該当している。</p> <p>③ 参加者は、開催年度の大会開催基準7の参加資格を満たしている</p> <p>④ 拠点校は県中体連に加盟している</p> <p>⑤ 拠点校としての大会参加が、県中体連に承認されている</p> <p>⑥ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う</p> <p>⑦ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。</p> <p><拠点校部活動規定></p> <p>2 実施対象校は、<u>事業主体の判断</u>に委ねる</p> <p>3 実施期間は、<u>事業主体の判断</u>に委ねる</p> <p style="text-align: right;">～中略～</p> <p>5 (1) 参加の承認</p> <p><u>生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。</u>また、参加生徒及び保護者は、<u>拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること</u></p>

	趣旨・目的	条件（一部抜粋）
<p>地域クラブ活動の登録基準 (佐賀県中体連)</p>	<p>(公財)日本中学校体育連盟が、地域クラブ活動の全国中学校体育大会への参加を特例として認めた。このことを受け、本県の地域クラブ活動が、佐賀県中学校総合体育大会(以下:県総体)及び各競技団体主催等の選考会等に参加することを認めるための条件を、以下に示す。</p>	<p>(1) 佐賀県中学校体育連盟(以下:本連盟)の加盟校に在籍している生徒であること。 (2) 本連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。 (3) 生徒の学齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。 (4) 本県の各競技団体もしくは中央競技団体に登録し、<u>日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに</u>、適切に活動が行われていること。 (5) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。 (6) 地域クラブ活動の代表者・指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、佐賀県の各競技団体から処分を受けていないものであること。 (7) 選考会・県総体において、競技役員や審判など運営上に必要な事項に協力すること。 (8) <u>各競技の細則</u>を満たしていること。</p>
<p>全日本吹奏楽コンクール実施規定</p>	<p>当連盟においては、中学校部門について<u>参加を希望する全ての中学生がその機会を失うことなく大会に参加できるよう</u>、加盟登録及び各種大会の実施規定を改定することを理事会において決定いたしました。</p>	<p>第7条 ① 中学生の部 <u>同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童は認める)</u> (注) アンサンブルコンテスト、マーチングコンテストも同様の改訂</p>